

1. 林業経営者名簿

登録番号	登録年月日 (登録変更年月日)	商号又は名称	代表者氏名	主たる事務所の 所在地	電話番号	認定事業種
056025	R4. 3. 11	有限会社エフ・ジー	代表取締役 佐藤直俊	秋田市御野場新町 二丁目 15-17	018-852-5568	有

2. 雇用の状況

林業現場作 業職員（う ち常用）	事務系等職員 数(うち常用)	雇用管 理者の 選任の 有無	雇用に関 する文書 交付の有 無	社会・労働保険等への加入状況					
				労災保 険	労災保 険料率	雇用保 険	健康保 険	厚生年 金保険	退職金 共済等
9 人 (9)	1 人 (1)	有	有	人 13	% 6	人 9	人 12	人 7	人 9

※ 職員数のうち常用とは、雇用契約において雇用期間の定めがないか又は4か月以上の雇用期間が定められているもの（季節労働を除く。）をいう。

※ 退職金共済等には、中小企業退職金共済制度、林業退職金共済制度のほか、都道府県独自の制度や任意積立金等を含めて記載すること。

注1 「雇用管理者」とは、「林業労働力の確保の促進に関する法律」第30条第1項及び厚生労働省令に基づき、森林施業を行う事業所ごとに、林業労働者の募集、雇入れ及び配置、教育訓練その他雇用管理に関する事項を管理するため選任された者のこと。

注2 「雇用に関する文書」とは、「林業労働力の確保の促進に関する法律」第31条及び厚生労働省令に基づき、事業主が林業労働者を雇い入れたとき、事業主が林業労働者に対して交付する、当該事業主の氏名又は名称、事業所の名称及び所在地、雇用期間、従事すべき内容等に関する事項を明らかにした文書のこと。

3. 技術者・技能者の数

技術者・技能者数										
フォレスト ワーカー	フォレスト リーダー	フォレスト マネー ジャー	森林施 業 プ ラン ナー	森林作 業道作 設ホ ー レー ター	技術士	技能士	林業 技士	フォレスター (森林総 合監理 士)	ニューグ ーリ ン マイ スター	秋田県 林業技 術管理 士
人 5	人 3	人 1	人	人 2	人	人	人 2	人	人 5	人

注1 フォレストワーカー（林業作業士）、フォレストリーダー（現場管理責任者）、フォレストマネージャー（統括現場管理責任者）とは、「研修修了者に係る登録制度の運用について（平成10年4月1日付け10林野組第36号林野庁長官通知）」に基づき、林業労働力確保支援センター等が実施する研修を修了し、農林水産省が備える研修修了者名簿に登録された者のこと。

注2 森林施業プランナーとは森林施業プランナー育成のための研修を受講し、森林施業プランナー協会で認定された者のこと。

注3 森林作業道作設ホーレーターとは、森林作業道作設ホーレーター養成のための国または県の研修を受講するなどして、丈夫で簡易な作業道を作設する能力を有する者のこと。

注4 技術士とは、技術士法に基づく技術士（技術士補を含む。）のこと。

注5 技能士とは、職業能力開発促進法に基づく技能士（技能士補を含む。）のこと。

注6 林業技士とは、（一社）日本森林技術協会の認定する林業技術士のこと。

注7 フォレスター（森林総合監理士）とは、森林法に基づく林業普及指導員資格試験の地域総合監理の区分に合格した者のこと。

注8 ニューグリーンマイスターは秋田県の認定を受けた者。

注9 秋田県林業技術管理士とは、秋田県林業トップランナー養成研修（秋田林業大学校）を修了し、秋田県の認定を受けている者。

4. 林業機械の保有状況

グラップル	プロセッサ	ハーベスタ	フォワーダ	スイングヤクタ	フェローバンチャ	スキッパ	タローヤクタ	バケット付グラップル	林内作業車	その他
7台	台	3台	1台	台	3台	台	台	台	5台	2台

※1年を超える契約のリース機械を含み、レンタル機械については含まないこととする。

5. 生産量の増加又は生産性の向上

※ 直近3事業年度の実績及び目標とする事業年度の見込を記載してください。

※ 「目標とする事業年度の見込」欄の数値のうち、目標として設定するものについて、「目標とする項目」欄にチェックしてください

事業区分		指標	内訳	直近3事業年度の実績			目標とする事業年度の見込	目標とする項目
				直近の前々年	直近の前年	直近		
生産	主伐	面積(ha)	直営	25.08	15.21	18.01	30.00	
			請負					
			合計	25.08	15.21	18.01	30.00	
		材積(m³)	直営	13,636	13,373	6,217	15,000	
			請負					
			合計	7,300	5,433	13,636	15,000	✓
	間伐	面積(ha)	直営	10.03	8.36	9.42	12.0	✓
			請負					
			合計	121.49	109.95	177.93	180.00	
		材積(m³)	直営	121.49	109.95	177.93	180.00	
			請負	7,436	8,714	11,689	12,000	
			合計	7,436	8,714	11,689	12,000	✓
造林・	植付	面積(ha)	直営	6.02	7.87	7.06	7.5	✓
			請負					
			合計	6.90	4.00	2.52	15.0	
	下	面積	直営	6.90	4.00	2.52	15.0	
			請負				15.0	

保育	刈り	(ha)	請負					
			合計	0	0	3.93		
	その他	面積 (ha)	直営	3		16.09		
			請負					
			合計	3	0	16.09		

15.0	

事業期間

直近の事業年度： 令和 2 年 4 月 1 日 ～ 令和 3 年 3 月 3 1 日

目標とする事業年度：令和 8 年 4 月 1 日 ～ 令和 9 年 3 月 3 1 日

以下の 5 ～ 1 1 の項目の□欄について、該当する箇所にチェックしてください。

※ その他の取組等がある場合には、() 内に記載するとともに該当する箇所にチェックしてください。

※ 該当するもの（チェックしたもの）について、具体的内容を記述してください。（添付書類で確認できる場合は省略可。）

6. 生産管理又は流通合理化等

(1) 適切な生産管理

作業日報の作成・分析による進捗管理や工程の見直し ☒ ☐ ☐ (年後)

作業システムの改善 ☒ ☐ ☐ (年後)

□

その他 () ☒ ☐ ☐ (年後)

(2) 原木の安定供給・流通合理化等

製材工場等需要者との直接的な取引 ☒ ☐ ☐ (年後)

とりまとめ機関を通じた共同販売・共同出荷 ☒ ☐ ☐ (年後)

森林所有者や工務店等との連携 ☒ ☐ ☐ (年後)

その他（長期伐採・育造林契約の締結） ☒ ☐ ☐ (年後)

(1) 及び(2)の該当するもの（チェックしたもの）について、具体的内容を記述してください。

(1) 適切な生産管理では、作業日報・運転日誌・自社ガイドラインから作業の律速箇所を洗い出し、作業効率の向上と機械管理を強化して機械修繕のコストカットを目指す。

(2) 原木の安定供給・流通合理化等では、早口木材、伊藤製材所、菊地合板株式会社の 3 社と直接取引を行っている。また、秋田県森林組合連合会や秋田県素材生産流通協同組合を通しての丸太材の販売もしている。地域の森林所有者の協力を得て、10 年から 30 年間の長期伐採契約の締結や他の所有者の紹介等、施業地を確保している。

7. 造林・保育の省力化・低コスト化

伐採・造林の一貫作業システムの導入 ☒ ☐ ☐ (年後)

コンテナ苗の使用	☒	☐	☐ (年後)
低密度植栽	☒	☐	☐ (年後)
下刈りの省略	☒	☐	☐ (年後)
その他 (カラマツや早生樹の植栽)	☒	☐	☐ (年後)

上記のうち該当するもの（チェックしたもの）について、具体的内容を記述してください。

令和2年度に自社所有林にて皆伐後の再造林を行った。スギコンテナ苗を一貫作業システムに倣って植栽した。令和4年度も皆伐再造林を行う計画を立てている。カラマツや早生樹（センダン）の植栽を田村山林緑化株式会社と連携して計画している。皆伐後の地拵えを重機の届く位置のみとし、枝条部を植栽箇所には散らしている状態なので、下草の育成を遮り下刈り作業の省略に繋がると期待している。

8. 主伐後の再造林の確保

	有している	1年以内に整備する予定	整備する意向がある
主伐及び主伐後の再造林を一体的に実施する体制	☒	☐	☐ (年後)
	取り組んでいる	1年以内に組み込む予定	取り組む意向がある
主伐後の適切な更新	☒	☐	☐ (年後)

上記のうち該当するもの（チェックしたもの）について、具体的内容を記述してください。

皆伐後の植栽を必ず行うことを前提として山林所有者と契約している。植栽後の造林作業も自社が行うことを盛り込んで契約を締結している。植栽前に、所有者と植栽樹種を検討している。

9. 生産や造林・保育の実施体制の確保

	3年間以上	1年間以上	1年間未満	実績なし
素材生産の事業実績	☒	☐	☐	☐
造林・保育の事業実績	☒	☐	☐	☐

10. 伐採・造林に関する行動規範の策定等

	策定等している	1年以内に策定する予定	策定等する意向がある
独自の行動規範等の策定	☒	☐	☐ (年後)
所属する団体や都道府県等による行動規範等の策定等	☒	☐	☐ (年後)

上記のうち該当するもの（チェックしたもの）について、具体的内容を記述してください。

東北森林管理局の素材生産の入札に平成18年度から参加しており、直近では令和元年度に2カ年の複数年契約の森林環境保全整備事業を落札している。令和2年度には広葉樹林の整理伐を五城目森林組合から受注し、完了している。

1.1. 雇用管理の改善及び労働安全対策

	取り組んでいる	1年以内に 取り組む予定	取り組む 意向がある
(1) 雇用管理の改善			
現場作業職員の常用化	☒	☐	☐ （年後）
現場作業職員への月給制の導入	☒	☐	☐ （年後）
計画的な研修実施などの教育訓練の充実	☒	☐	☐ （年後）
退職金共済への加入などの福利厚生の充実	☒	☐	☐ （年後）
その他（ ）	☒	☐	☐ （年後）
(2) 労働安全対策			
現場作業職員等への安全衛生教育	☒	☐	☐ （年後）
労災保険への加入（一人親方等の特別加入を含む）	☒	☐	☐ （年後）
リスクアセスメント	☒	☐	☐ （年後）
防護具の着用の徹底	☒	☐	☐ （年後）
作業現場の安全巡回	☒	☐	☐ （年後）
労働安全コンサルタント等専門家による安全診断・指導	☒	☐	☐ （年後）
その他（ ）	☐	☐	☐ （年後）

(1) 及び (2) の該当するもの（チェックしたもの）について、具体的内容を記述してください。

毎年度末に個人面談を行い、労働条件通知書により次年度の賃金を提示している。また、社員の過半数が月給制で就労している。フォレストワーカーやニューグリーンマイスター育成学校を通じて、資格取得や安全講習の受講に努めている。自社でも安全大会の開催や毎日のTBM-KY、リスクアセスメントを活用して安全教育に努めている。福利厚生では、中退共への加入やあんしん財団や保険会社による障害保険、損害保険へ加入している。災害防止として防護ズボンを一人当たり3着以上支給し、防護ズボンの劣化による裂傷にも注意している。平成28年度には林野庁補助事業による林業労働安全推進対策による安全指導を受診して安全対策に努めている。

12. コンプライアンスの確保

	はい	いいえ
業務に関連して法令に違反し、代表役員等や一般役員等が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときから1年間を経過していない者である	☐	☒
業務に関連して法令に違反し、事案が重大・悪質な場合であって再発防止に向けた取組が確実に行われると認められない者である	☐	☒
国、都道府県又は市町村から入札参加資格の指名停止を受けている者である	☐	☒
6の行動規範等に違反した行為をしたと認められる者である	☐	☒
その他森林の経営管理を適切に行うことができない又は森林の経営管理に関し不正若しくは不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足る相当の理由がある者である	☐	☒
破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者や暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号に掲げる者等		

13. 常勤役員の設置（※ 法人のみ）

既に常勤役員を設置している場合、常勤役員の状況について記載してください。

役職	(フリガナ) 氏名	住所	生年月日
取締役	(サトウ カズオ) 佐藤 和夫		
代表取締役	(サトウ ナオトシ) 佐藤 直俊		
取締役	(ササキ トシカズ) 佐々木 敏一		
取締役	(サトウ マサコ) 佐藤 正子		

現に常勤役員を設置していない場合、設置に向けた取組について記述してください。

14. 経営管理実施権の設定を受けることを希望する区域

市町村名：秋田市、八郎潟町、五城目町、井川町、三種町、上小阿仁村

※経営管理実施権

森林経営管理法に基づき、市町村からの委託を受けて伐採等を実施するために林業経営者に設定される権利

15. その他知事が定める情報

三種町谷地ノ沢地区の森林所有者と連携して長期契約を結んで伐採を計画している。三種町からも森林経営計画認定を令和2年3月に受けている。

※実践体制基礎評価とは、林野庁補助事業「森林施業プランナー育成対策事業」実施要領に基づいて、提案型集約化施業（以下「提案型施業」という。）に取り組む林業事業体について、提案型施業を実施する体制が構築されているかを公正・中立な外部機関が評価する仕組みをいう。